

1 城下町高遠まちづくり協定書

(目的)

第1条 この協定は、「城下町高遠にふさわしいまちづくり」を理念に自然と調和した美しい景観を守り育てることを目的とします。

(名称)

第2条 この協定は『城下町高遠・まちづくり協定』(以下『協定』という。)といたします。

(協定区域)

第3条 この協定の適用を受ける区域(以下「協定区域」という。)は、高遠町の別図に示す区域とします。

(協定の締結)

第4条 この協定は、協定区域内の土地所有者及び建物の所有者並びに賃借入等の概ね3分の2以上の合意により締結します。(以下協定を締結した者を「協定者」という。)

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結後5年間とします。但し、期間満了前1ヶ月前までに、第11条の規定に基づく廃止の措置がとられない時は、更に5年間延長するものとし、その後の期間満了時についても同様とします。

(運営委員会)

第6条 この協定の運営に関する事項を処理するために、協定運営委員会を設置します。

委員会のメンバーは、都市計画推進委員会の委員で構成します。

委員の任期は、都市計画推進委員会の委員の任期と同様とします。

(協定事項)

第7条 協定の目的を達成するため、私たちは次の事項を守り、相互に協力してまちづくりに努めます。

I. 建築物に関する基準

1. 家は和風にしましょう。(最低でも表に見える部分とし、屋根は瓦風にしてほしい。)

1. 大体、軒の高さを揃えましょう。(地面から軒の高さ)

1. 色は、白・黒・焦茶を主体としましょう。

1. 階数は、3階以下が望ましい。(3階の場合は、できるだけ後方に下げましょう。)

II. 広告物に関する基準

1. 個人所有の広告物及び屋外設置物は、公共用地には一切置かないこと。

1. 高遠を街地の環境にふさわしく、高遠の自然景観を害さないものとする。

1. 当該広告物を表示する建築物・その他の工作物が不調和となったり、他の広告物と隣接し合い乱雑にならないこと。

1. 形状・色彩及び意匠が、けばけばしい印象を与えないこと。

(全体のデザインを含め、地味で落ち着いたもの)

1. 自家の用に供する広告物(会社名・商店名・商標・以下「自家広告物」という。)以外は、設置しないこと。

1. 屋外広告物の数・大きさ及び色彩は、必要最小限とすること。

1. 点滅及び動く広告物は、原則として設置しないこと。

1. 屋外広告物は、原則として同一建築物1棟に、1個で両面までとすること。

1. 広告物の材質は、できる限り「木」とすること。

1. 地色は、原則的として赤・黄・黒の原色を使わないこと。

1. 色彩は、必要最小限2色(木の場合は、木の地色以外)までとすること。

(青・緑・白・茶・黒の中から選色すること。)

1. 自動販売機は、高遠町の景観に合うように、特に色彩に変化をつけるなど考慮すること。

1. 電柱類利用の広告物は、巻き付け広告物か突き出し広告物のいずれか1つにすること。

1. 街灯類利用の広告物は、1基につき、突き出し看板1個とし、民地側に取付けること。

[参考]… 立看板の大きさ

1階部分 1.2×0.4m

2階部分 2.1～2.5×0.45m

（権利の移動）

第 8 条 この協定区域内において、土地または建物の所有権等を移動しようとする時は、この協定についても、新権利者に引き継ぎをすることとします。

（協定の効力）

第 9 条 この協定は、協定締結後に協定区域内の土地の所有者となった者または賃借権を取得した者に対しても効力があるものとします。

（協定の変更）

第 10 条 この協定を変更しようとする時は、委員会の 3 分の 2 以上の同意がなければならないものとします。

（協定の廃止）

第 11 条 この協定を廃止しようとする時は、協定者の 3 分の 2 以上の同意がなければならないものとします。

（委員会への委任）

第 12 条 この協定に規定するもののほか、必要な事項または協定内容等に疑義が生じた場合は、委員会において決定します。

（附則）

1. この協定は、平成 6 年 12 月 9 日から施行します。
2. この協定書は、協定者全員に配布するものとします。